

3 日常生活用具給付等事業要領

（目的）

第1条 日常生活用具給付等事業（以下この要領において「事業」という。）は，在宅の障害者および障害児（以下「障害者等」という。）に対し，日常生活用具（以下「用具」という。）を給付または貸与すること（以下「給付等」という。）により，日常生活の便宜を図り，その福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において，「障害者」とは，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要領において「障害児」とは，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。

（用具の種目）

第3条 給付等の対象となる用具の種目は，別表第1の区分欄に掲げる給付等の区分に応じ，それぞれ同表の種目欄に掲げるものとする。

（対象者）

第4条 用具の給付等の対象者は，市内に居住する障害者等で，給付等の区分に応じ，次に掲げるものとする。

（1）給付の場合にあっては，別表第1給付の項種目欄に掲げる種目の区分に応じ，それぞれ同表の対象者欄に掲げる者

（2）貸与の場合にあっては，別表第1貸与の項対象者欄に掲げる種目の区分に応じ，それぞれ同表の対象者欄に掲げる者で，前年分の所得税が課税されていない世帯に属する者

2 前項各号に該当する場合であっても，次の各号のいずれかに該当するときは，対象者としなない。

（1）障害者支援施設等に入所または入院中の者（ただし，頭部保護帽，ストマ用装具および紙おむつの給付対象者を除く。）

（2）介護保険の被保険者で，介護保険における福祉用具の貸与および

購入に係る制度を利用できるもの

(申請等)

第5条 用具の給付等を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請者に係る障害者等の身体的状況、経済状況、家族環境および住宅環境等を調査し、別記第2号様式の調査書を作成するものとする。ただし、申請が住宅改修費に係るものであるときは、別記第2号様式の(2)の調査書を作成するものとする。

(給付等の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、用具の給付等の可否を決定し、可とした場合は別記第3号様式の通知書により、別記第4号様式の日常生活用具給付(貸与)券(以下「給付(貸与)券」という。)を交付するものとし、否とした場合は別記第5号様式の通知書により通知するものとする。

(業者の選定等)

第7条 市長は、給付等の対象となる用具について、良質で、かつ、適正なもの为确保するため、別に定める基準および手続により購入業者(以下「業者」という。)を選定するものとする。

2 市長は、用具の給付等をするものと決定したときは、当該給付等をする用具の種目に応じ、前項の業者に対し、別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

3 前項の通知書により通知を受けた業者は、速やかに当該通知書に記載された用具の給付等を決定された者(以下「利用者」という。)に対し、当該用具を引き渡さなければならない。

(利用者の費用負担)

第8条 利用者が、同一の月内に2以上の種目の用具の給付等を受けた場合は、これを1の給付等とみなすものとする。

(用具の引渡し、收受等)

第9条 業者は、第7条第3項の規定により給付等に係る用具を引き渡

すときは、利用者の居所において行わなければならない。

2 利用者および業者は、給付等に係る用具の引渡しおよび収受を確認したときは、利用者が交付を受けた給付（貸与）券にそれぞれ必要事項を記入しなければならない。

3 利用者は、前項の規定により必要事項を記入した給付（貸与）券を、速やかに市長に提出しなければならない。

（用具等の検査）

第10条 市長は、前条第3項の規定による給付（貸与）券の提出または住宅の改修工事完了の通知があったときは、当該用具または改修工事の検査を行うものとする。

（用具の購入費等の支払い）

第11条 市長は、前条の検査の結果、当該用具または改修工事が適正なものであると確認したときは、業者の請求に基づき、当該用具の購入または改修工事に係る費用を支払うものとする。

2 前項の規定により市長が支払う費用の額は、当該用具の購入または改修工事に要する費用の額から利用者が支払うべき額を差し引いた額とする。

（用具の管理）

第12条 利用者は、給付等に係る用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、または担保に供してはならない。

（貸借契約の締結）

第13条 市長は、用具の貸与をする場合においては、第10条の検査の終了後において、当該用具の貸与を受けることとなった者と別記第7号様式の契約書を締結するものとする。

（台帳の整備）

第14条 市長は、事業の運営状況を明らかにするため、別記第8号様式の台帳を整備するものとする。

（住宅改修）

第15条 住宅改修費の給付手続は、次のとおり定めるものとする。

(1) 給付対象者は、下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行

性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障害者であって障害程度等級３級以上の者および法第４条第１項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの（以下「難病等」という。）により下肢または体幹機能に障害がある者とする。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害２級以上の者および難病等により上肢機能に障害のある者とする。

(2) 対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費および改修工事費とし、その範囲は別表第２に掲げるとおりとする。

ア 手すりの取付け

イ 段差の解消

ウ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

エ 引き戸等への扉の取替え

オ 洋式便器等への便器の取替え

カ その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(3) 給付要件は、当該住宅改修が現に給付対象者が居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、なおかつ、身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合とする。

(4) 給付は、原則１回とする。なお、給付限度額については、別に定めるところによる。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１８年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の規定は、施行日以後になされる申請から適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

別表第1

区分	種目	品目	対象者	性能	基準価格	耐用年数
給付	介護・訓練支援用具	特殊寝台	ア. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として18歳以上の者 イ. 難病等により寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		特殊マット	ア. 下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要する者、または知的障害児・者として判定がされ障害の程度が重度か最重度で、原則として3歳以上の者 イ. 難病等により寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
		特殊尿器	ア. 下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要する者で、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
		入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)で、原則として3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
		体位変換器	ア. 下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)で、原則として学齢児以上の者 イ. 難病等により寝たきりの状態にある者	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
		移動用リフト	ア. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者 イ. 難病等により下肢または体幹機能に障害のある者	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他宅改修を伴うものを除く。)	159,000円	4年
		訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100円	5年
		訓練用ベッド	ア. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の児童 イ. 難病等により下肢または体幹機能に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴補助用具	ア. 下肢または体幹機能障害により入浴に介助を要する者で、原則として3歳以上のもの イ. 難病等により入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000円	8年
		便器	ア. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者 イ. 難病等により常時介護を要する者	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	※手すり 4,450円 5,400円	8年
		頭部保護帽	① 下肢または体幹機能障害2級以上、もしくは知的障害児・者として判定され障害の程度が重度か最重度で、原則として3歳以上の者 ② てんかん発作等で頻繁に転倒するおそれがある、原則として3歳以上の障害の程度が中度の知的障害児・者または精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ア. スポンジ、皮を主材料とするもの イ. スポンジ、皮、プラスチックを主材料とするもの	ア 15,200円 イ 36,750円 (ただし、既製品は80%以内とする)	3年
		歩行補助杖	比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される下肢または体幹機能障害者	歩行時に身体を支え、安定させられるもの(T字状・棒状つえ) ア. 木材を主材料とするもの イ. 軽金属を主材料とするもの	ア 2,200円 イ 3,000円 ※ 夜行材料とした場合は410円 全面夜行材料の場合は、1,200円 アイズレックは1,000円を加算	3年

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
給付	自立生活 支援用具	移動・移乗支援 用具	① 次の対象者とする ア. 平衡機能または下肢もしくは体幹機能の障害で、家庭内の移動等において介助を必要とし、原則として３歳以上の者 イ. 難病等により下肢が不自由な者	① おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ア. 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものの イ. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	① 60,000円	① ８年
			② 脳原性運動機能障害等により、移動機能に障害があり、移動には車いすを利用している者で、かつ下肢装具を装着しているもの	② 外出時に車いす利用者の足の冷え等を防止するもの	② 12,000円	② ４年
		特殊便器	ア. 上肢障害２級以上、または知的障害児・者として判定され障害の程度が重度か最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難で、原則として学齢児以上の者 イ. 難病等により、上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの、および介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	８年
		自動消火器	ア. 障害により、火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯であり、この世帯に属する身体・精神障害の等級が２級以上または知的障害の程度が重度もしくは最重度で、原則として３歳以上の者 イ. 難病等により、火災の発生の感知および避難が著しく困難な単身世帯およびこれに準ずる世帯であり、この世帯に属する難病等のある者	室内温度の異常上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	８年
		電磁調理器	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の者、または知的障害児・者として判定され障害の程度が重度か最重度であって１８歳以上のもの	視覚障害者または知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	６年
		歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	１０年
		聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で、原則として１８歳以上の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	１０年
	在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続換行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行い、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	５年
		ネブライザー（吸入器）	ア. 呼吸機能障害３級以上または同程度の身体障害児・者であって必要と認められ、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により、呼吸機能に障害のある者	障害者または介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	５年
		電気式たん吸引器	ア. 呼吸機能障害３級以上または同程度の身体障害児・者であって必要と認められ、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により、呼吸機能に障害のある者	障害者または介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	５年

区分	種目	品目	対象者	性能	基準価格	耐用年数
給付	在宅療養等支援用具	非常用電源装置	人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓等の生命・身体機能の維持に必要な機器を使用している身体障害児・者	障害者または介助者が容易に使用し得るもの	120,000円 ア 正弦波インバーター発電機 イ ボーテグアル電源（蓄電池） ウ DC/ACインバーター（カーインバーター） ※ ただし、ア、イ、ウのいずれかを給付するものとする	5年
		酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
		動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	ア. 呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害児・者であって、人工呼吸器の装着が必要な者で、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	72,000円 ※ ただし、難病等による場合は、157,500円	5年
		盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
		盲人用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）で、原則として18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	ア. 音声機能もしくは言語機能障害児・者または肢体不自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により、言語・音声機能に障害のある者	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
		情報・通信支援用具	視覚障害または上肢障害2級以上であって、情報機器（パーソナルコンピュータ等）を操作するにあたり、障がいの特性に応じた周辺機器およびソフト等を必要とする者で、原則として学齢児以上の者	パーソナルコンピュータ等を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト等で、容易に使用し得るもの	100,000円	5年
		点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、必要と認められる学齢児以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
		点字器	視覚障害児・者	点字を打つためのもの、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規および点筆を組み合わせたもの ア 標準型 イ 携帯用	ア 標準型 1) 32マス18行、両面書真鍮板製 10,400円 2) 32マス18行、両面書プラスチック製 6,600円 イ 携帯用 1) 32マス4行、片面書アルミニウム製 7,200円 2) 32マス12行、片面書プラスチック制 1,650円	標準型 7年 携帯用 5年
		点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労や就学しているか、または就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年

区分	種目	品目	対象者	性能	基準価格	耐用年数
給付	情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音や当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
		視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの	99,800円	6年
		視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことまたは聞くことが可能になり、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるものまたは文字情報を音声信号に変換して出力するもの	198,000円	8年
		暗所視支援眼鏡	視覚障害２級以上であって、網膜色素変性症による夜盲症・視野狭窄等により暗所での歩行等が著しく困難な者	暗所において、わずかな光を増幅させて鮮やかな映像を目の前のディスプレイに映し出すことができ、使用により視野が広がる広角レンズを付属するヘッドマウントディスプレイで、視覚障害者が容易に使用し得るもの	395,000円	8年
		盲人用時計	視覚障害２級以上で、原則として１８歳以上の者。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 12,000円 音声時計 16,500円	10年
		視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信できるもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	29,000円	6年
		聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者または発声・発語に著しい障害を有する者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められ、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの	71,000円	5年
		聴覚障害者用情報受信装置	① 聴覚障害児・者であって、本装置よりテレビの視聴が可能になるもの	① 字幕および手話通訳付きの聴覚障がい者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	① 88,900円	① 6年
			② 聴覚障害児・者であって、人工内耳を装着しているもの	② 人工内耳体外機を作動させるための電池等	② ア 空気亜鉛電池等 2,300円/月 イ 充電池等 ・ 充電池 15,300円/回 ・ 充電器 25,200円/回 ※ ただし、ア、イのいずれかを給付するものとする	② ア — イ 3年
			③ 聴覚障害児・者であって、人工内耳を装着しているもの 体外機を装着後、５年を経過した場合に限る ただし、医療保険の適用となる場合または第三者から損害賠償・保険金を受けた場合を除く	③ 耳に掛けた体外機で音声を電気信号に変換し、インプラントが電極を通じて聴神経を刺激することにより、脳が音として認識するもの	③ 人工内耳体外機 200,000円	③ 5年
		人工喉頭	喉頭を摘出した音声・言語機能障害者 ただし、電動喉頭の対象者は、職業上または学校教育上、真に必要な者 また、埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。	音声機能を喪失した者に対して音声を代用するもの ア 笛式 イ 電動式 ウ 埋込型用人工鼻	ア 5,000円 イ 70,100円 ウ 23,100円 (月額)	笛式４年 電動式５年 —
		点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書	図書の販売価格	—

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
貸与	情報・意思疎通支援用具	福祉電話（貸与）	身体障害者手帳2級以上の難聴者または外出困難な者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められ（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯），原則として18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	83,300円	—
共同利用		視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害児・者で，原則として学齢児以上のもの	編集，校正機能を持ち，日本点字表記法に基づき，入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000円	—
給付	排泄管理支援用具	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）で，排尿を自分の意志でコントロールすることができない者	採尿器と蓄尿袋で構成し，尿の逆流を防ぐもの ア 男性用 イ 女性用	ア ・ 普通型 7,700円 ・ 簡易型 5,700円 イ ・ 普通型 8,500円 ・ 簡易型 5,900円	1 年
		ストマ用装具	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり，腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者	身体に装着させ排泄物を溜めるもの	消化器系 9,400円 （双孔式の場合は2を乗じて得た額） 尿路系 12,400円 （双孔式の場合は2を乗じて得た額）	—
		紙おむつ	脳性麻痺等脳原性運動機能障害等により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で，原則として3歳以上のもの	容易に使用し得るもの	12,000円	—
		住宅改修費	7. 下肢，体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度等級3級以上（特殊便器への取替えをする場合は，上肢2級以上の者）で，原則として学齢児以上の者 4. 難病等により，下肢または体幹機能に障害のある者（特殊便器への取替えをする場合は，難病等により，上肢機能に障害のある者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は，表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター，聴覚障害者目覚時計，聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第2

住 宅 改 修 費 の 範 囲

事 柄	対 象 範 囲
1 手すりの取付け	廊下，便所，浴室，玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は，二段式，縦付け，横付け等適切なものとする。なお，取付けに際し工事を伴わないものは除く。
2 段差の解消	居室，廊下，便所，浴室，玄関等の各室間の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい，具体的には，敷居を低くする工事，スロープを設置する工事，浴室の床のかさ上げ工事等とする。 ただし，「スロープ」または「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消，また，昇降機，リフト，段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。
3 滑りの防止および移動の円滑化等のための床材の変更	居室においては，畳敷から板製床材，ビニル系床材への変更，浴室においては，床材の滑りにくいものへの変更，通路面においては滑りにくい舗装材への変更等とする。
4 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸，折戸，アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか，ドアノブの変更，戸車の設置等とする。 ただし，引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は，自動ドアの動力部分の設置はこれに含まず，動力部分の費用相当額は，対象とならないものとする。
5 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合であり，「腰掛便座」等の設置は除く。 また，和式便器から，暖房便座，洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが，既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は含まれない。さらに非水洗和式便器から水洗様式便器または簡易水洗様式便器に取り替えられる場合は，当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれない。

事 柄	対 象 範 囲
6 その他 1 ～ 5 の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1 手すりの取付け 手すりの取り付けのための壁の下地補強 2 段差の解消 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水工事 3 床または通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備 4 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 5 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く），便器の取替えに伴う床材の変更

別記第1号様式（第5条関係）

日常生活用具給付等申請書

年 月 日

函館市長 様

日常生活用具の給付等を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏 名	個人番号	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所	(番地) 函館市 町 丁目 番 号 (電話 局 番)			
申請に係る児童	氏 名	個人番号	男・女	生年月日	年 月 日
				続 柄	
手 帳 番 号		() 第 号			
障害名または疾病名				等 級	種 級
給付（貸与）を受けたい用具の種目				希 望 す る 型 式 規 模 等	
給付（貸与）に関し特に希望する事項					
改修工事内容	改 修 を 行 う 住 宅 の 住 所				
	範 囲		居宅生活動作補助用具		
	1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 床材の変更 4 扉の取替え 5 便器の取替え 6 その他 ()		1 便器 2 手すり 3 スロープ 4 その他 ()		
日常生活用具の給付等の決定に係る調査についての同意					
この申請に係る給付等の決定に必要な場合は、函館市が、私および私と同一の世帯に属する者の収入および課税の状況について調査することに同意します。					
申請者または代理人の氏名 印					

添付書類

※前年の世帯の収入および課税状況が証明できる書類の写し（1月1日～6月30日までの期間に申請された方につきましては前々年）を求める場合があります。【転入者など】

※住宅改修費の給付申請者は工事図面および改修工事見積書

調 査 書 (住宅改修費給付事業)

①申請書受理番号 年 月 日		番号 年 月 日		②申請者 氏 名				③対象者 との続柄		
④ 対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)					
	住 所									
	身体障害者 手帳番号	第 号	障害名		障害 等級		施設入所	有 ・ 無		
⑤ 世帯員の状況	氏 名	年齢	対 象 者 との 続 柄	課 税 状 況			備 考			
				当該年度分 市町村民税 均等割	当該年度分市 町村民税所得 割	前年度分 所得税				
⑥ 世帯区分		被保護世帯 又は市町村 民税非課税 世帯 1 市町村民 税均等割 課税世帯 2 市町村民 税所得割 課税世帯 3 所得税課 税世帯 4								
⑦ 住まいの状況		1 自家 2 借家 (貸主の諾否)		⑨給付(貸与)後の 介護の状況 入浴・排便・移動 の該当する部分 に○印		1 自力で(入浴・排便・移動)ができるよう になる 2 一部介助で(入浴・排便・移動)ができる ようになる 3 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の 一部介助が必要 4 給付しても(入浴・排便・移動)は他人の 全介助が必要 5 その他 ()				
⑧施設入所の申請の有無		1 申請している 2 申請していない								
⑩住宅改修費給付の必要 の有無		1 有 2 無		⑪給付する (しない)理由						
⑫住宅改修工事の内容				⑬ 予定 価格	円	⑭給付を受け る者又は扶養 する者が支払 うべき額	円	⑮ 公費負担 予定額	円	
⑯その他 特記事項										
調査員 職 名 年 月 日 氏 名 印										

(注) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

年 月 日

〒

函館市

様

函館市福祉事務所長

日常生活用具給付等決定通知書

年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第	号	給付決定年月日	年	月	日
対象者の氏名						
給付する用具名 (形式規模等を含む)			納入業者名			
			納入業者の住所			
価格	円	利用者等 負担額	円	公費負担額	円	
注意事項	1 利用者等負担額については、必ず用具を受け取るときに業者に支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することは、禁止します。 3 2に違反した場合は、市が業者に支払った費用の全額または一部に相当する額を返還してもらうことがあります。					

日 常 生 活 用 具 給 付 （ 貸 与 ） 券									
給付番号					給付（貸与）券 発行年月日		年 月 日		
対象者の氏名					生年月日		年 月 日		
居住地									
給付する用具名 (形式・規模等)		価 格		利用者等負担額			公 費 負 担 額		
		円		円			円		
納 入 業者名				納入業者 住 所					
上記のとおり決定する。 年 月 日 函館市福祉事務所長									
業者が納入した日			年 月 日						
利用者等負担 額の受領状況	受領業者名		印						
	受領年月日		年 月 日						
用具の受領者の氏名		印			検査者		職名		
							氏名		
こ の 券 の 有 効 期 限	利用者等が 業者に提示 する 期 限		年 月 日		業者の公費支払 請 求 期 限		年 月 日		
その他 特記事項									

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

〒

函館市

様

函館市福祉事務所長

却 下 通 知 書

年 月 日に申請された日常生活用具の給付（貸与）申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項 品目

2 却下の理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

〒

様

函館市長

日常生活用具購入決定通知書

貴社と契約を結んでいる用具について、下記のとおり購入することと決定したので通知します。

なお、用具は、当該通知書に記載されている者に、速やかに引き渡してください。

記

購入する用具名

形式・規模等

年 月 ～ 年 月分

給付（貸与）対象者

給付（貸与）決定年月日 年 月 日

給付（貸与）番号 第 号

購入価格等 価 格 円

利用者等負担額 円

公 費 負 担 額 円

別記第 7 号様式

日常生活用具貸借契約書

在宅の身体障害者手帳 2 級以上の難聴者または外出困難な者に対し日常生活用具を貸与することに関し、函館市（以下「甲」という。）と貸与を受ける者またはその者の属する世帯の生計中心者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（貸与用具）

第 1 条 甲は、次に掲げる日常生活用具（以下「貸与用具」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

用具名

（遵守事項）

第 2 条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸与用具を維持管理するものとし、当該貸与用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保に供してはならない。

2 乙は、貸与用具の全部または一部をき損し、または滅失したときは、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、甲の承諾がなければ貸与用具の現状を変更してはならない。

（契約の終了）

第 3 条 乙は、貸与用具を必要としなくなったときは、速やかに甲に当該貸与用具を返還しなければならない。

2 甲は、乙が第 2 条の規定に違反したときには、この契約を解除することができる。

（疑義の決定）

第 4 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 函館市
函館市長

乙

日常生活具給付台帳（者）

[illegible]